

共済組合の 扶養認定基準をご理解ください

共済組合では、「主として組合員の収入により生計を維持している者」を被扶養者として認定しています。被扶養者の認定については、その方の収入状況を共済組合の認定事務取扱要綱及び認定基準に照らして判断します。ご家族の退職や就職だけでなく、収入の状況をよく把握するとともに、共済組合の被扶養者の認定条件についても十分理解していただき、扶養の認定・取消しについての適切な取扱いにご協力をお願いします。

被扶養者として認定できない場合

- ① 認定を受けようとする人に係る扶養手当を、組合員以外の方が受けているとき。
- ② 組合員が他の者と共同で同一人を扶養する場合、組合員が主たる扶養者でないとき。
- ③ 年間の恒常的収入が、認定限度額以上あるとき。*下記「被扶養者認定の認定限度額」(p.1を参照)
収入は状況により月額又は日額でも判断します。
 - 給与収入者の扶養認定限度額は年額で判断し、月収が下記の認定限度額を超える就業期間中。
 - 雇用保険の基本日額を、下記の認定限度額の360分の1以上受給するとき。
 - 事業収入、農林漁業収入がある場合は、事業を行って得た総収入から共済組合が必要と認める経費を控除した額が認定限度額を超えたとき。*後述の「事業収入、農林漁業収入がある場合」(p.3を参照)
 - 父母の収入の合算額が、認定限度額を超えたとき。*後述の「父母を認定する場合」(p.4を参照)
- ④ 共済組合の組合員、健康保険、後期高齢者医療制度等の被保険者になったとき。
- ⑤ 同居が認定条件となっている者(義父母、おじおば等)が組合員と別居したとき。
- ⑥ 組合員と同居していて、収入が組合員の収入の2分の1以上あるとき。**令和8年4月変更点**
- ⑦ 組合員と別居していて、収入が組合員からの仕送り額以上あるとき。**令和8年4月変更点**
- ⑧ 国内に住所を有しないとき(留学等は除く。)
- ⑨ 離婚・死亡したとき。その他、組合員が扶養している状態でなくなったとき。

被扶養者認定の認定限度額

年齢等	認定限度額
19歳以上23歳未満(組合員の配偶者を除く。) ※その年の12月31日時点の法律上の満年齢で判断 (学生であることは要件としない。)	年額150万円未満(月額125,000円未満)
60歳以上の者又は公的年金のうち障害を支給事由とする給付の受給要件に該当する程度の障害を有する者	年額180万円未満(月額150,000円未満)
上記以外の者	年額130万円未満(月額108,334円未満)

【給与収入のみの場合】令和8年4月変更点

労働契約(時給、労働時間、日数等)に基づき算定される年間収入が、認定限度額未満であるかにより判断します。なお、労働契約の段階で予見できない残業代や一時金などは、新規認定時及び既認定者の収入判定において、年間収入の見込みには算入しません。

(p.2【事例2、3】を参照)

【給与収入以外に収入がある場合】

扶養認定上の収入とは、税法上の所得と異なり被扶養者として認定を受けようとする者の年間における恒常的な総収入額(通勤手当、税金等すべて含む)をいいます。

年間収入は、暦年又は年度によって期間を限定して得られた収入ではなく、被扶養者として認定を受けようとする者の、認定申告日以降、将来に向かって恒常的に得ることが予測できる総収入をいいます。

よって、年の途中で認定や就職の場合は、認定以降の収入を12か月分に換算した額で総収入(認定限度額)を判断します。

共済組合における被扶養者の具体的な取扱い

後述の取扱いについては、認定限度額を年額 130 万円としているため、被扶養者の状況に応じて認定限度額を読み替えてください。

<給与収入（パート、アルバイト等）がある方>

- ・ 給与収入がある方の認定上の収入は、税法上の給与所得控除前の給与、賃金収入をいい、通勤手当等の諸手当を含めた総収入額をいいます。
- ・ 月々の給料額が認定限度額（108,333 円）を超える雇用形態で勤務している場合は、就業期間中は被扶養者の要件を欠くこととなります。（就職日にさかのぼって取消しとなります。）
- ・ 勤務中の者が雇用形態変更により収入が認定限度額（108,333 円）を超える場合は、雇用形態が変更された日から取消しとなります。

【事例 1】認定限度額を超える雇用形態で勤務を開始した場合

月	給与支給額
4	115,000
5	120,000
6	111,000



給与月額見込額が認定限度額（108,333 円）を超える雇用形態で勤務した場合は、勤務を始めた日から取消しとなります。

【事例 2】労働契約では 130 万円未満と見込まれたが、残業代等により認定限度額（130 万円）を超えた場合

月	給与支給額	月	給与支給額
1	105,000	7	100,000
2	100,000	8	103,000
3	110,000	9	150,000
4	132,000	10	145,000
5	108,000	11	135,000
6	102,000	12	110,000
		計	1,400,000

給与収入のみの場合 令和 8 年 4 月変更点

労働契約上は 130 万円未満と見込まれており、今回は予見できない突発的な残業によって限度額を超えていました。超過額も社会通念上妥当な範囲のため、取消しとしません。なお、労働契約が提示できない場合や雇用形態が変更されていた場合は、限度額超過で取消しとなります。

【事例 3】給与以外に年金収入 30 万円ある者が、残業代等により認定限度額（180 万円）を超えた場合

月	給与支給額	月	給与支給額
1	120,000	7	120,000
2	120,000	8	140,000
3	120,000	9	150,000
4	132,000	10	145,000
5	120,000	11	135,000
6	140,000	12	120,000
年金	300,000	計	1,862,000

労働契約上は月額 12 万円（年額 144 万円）で年金収入と合わせて 174 万円と見込まれていましたが、予見できない突発的な残業によって限度額を超えていました。

給与収入以外に収入がある場合、従前の取扱いとなり、認定取消となります。

令和 8 年 3 月末までに認定されている被扶養者について

令和 8 年度の資格確認時に認定限度額を超えている場合は、労働条件を確認させていただく場合があります。

<派遣労働者等で短期雇用の方>

- ① 2 か月以下の短期間雇用の場合（雇用契約書等で確認できる場合のみ。以下「短期雇用」という。）は、給与月額が認定限度額以上あっても取消しの対象としません。
- ② 2 か月以下の短期雇用であっても、同事業所で延長契約となった場合や、引続き他の事業所で短期雇用された場合は、再契約開始日で取消しとなります。
- ③ 短期雇用の給与月額の合算で年間収入 130 万円以上となった場合は、130 万円を超えたときの契約の開始日で取消しとなります。

【事例 4】派遣職員として 8 月 1 日～10 月 31 日の 3 か月契約で勤務した場合

7 月	8 月	9 月	10 月	11 月…
0 円	12 万円	12 万円	12 万円	0 円…
無職	A 会社に 3 か月契約で勤務			無職
認定可	認定不可			認定可

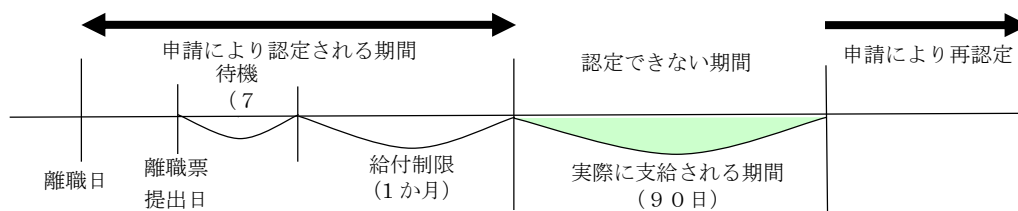


2 か月を超える雇用で、認定限度額以上の雇用形態のため、8 月 1 日から取消しとなります。

<雇用保険を受給する場合（傷病手当金を受給する場合も同様の取扱いとなります。）>

1か月を30日とし推計し、基本日額が3,612円（130万円÷360日）以上の雇用保険を受給する場合は、年間所得が認定限度額を超えると判断するため、受給している間は認定できません。

（例）自己都合により退職し、雇用保険基本日額4,500円を90日受給する場合



<年金を受給している方>

年金額決定通知書や年金額改定通知書等に記載されている年金額が年間収入となります。

<年金を受給しながら給与収入がある方>

年金を受給しながら給与所得がある場合は、認定限度額から公的年金額を引いた額が、給与収入等の認定限度額となります。給与収入の基準は前記を適用します。

【事例5】65歳で年金120万円を受給している方が勤務した場合

$$\begin{aligned} 180 \text{万円 (認定限度額)} - 120 \text{万円 (年金)} &= 60 \text{万円} \\ 60 \text{万円} \div 12 \text{月} &= \underline{5 \text{万円 (給与収入の月額限度額)}} \end{aligned}$$

<事業収入、農林漁業収入がある場合>

営業、農業等の事業による総収入から当該所得を得るために必要と認める経費を控除した額で判断します。ここでいう「必要経費」とは、所得税法上の経費とは異なり、共済組合が認めた経費に限られます。なお、必要経費が明確でない場合は総収入で判断します。

また、年途中で事業等を開始した場合は、事業収入等を年額換算して認定の可否を判断します。

営業

- ・ 売上原価（仕入れ等）
- ・ 人件費（給料、賃金）
- ・ 外注工賃
- ・ 光熱給水費
- ・ 修繕費
- ・ 消耗品費

農業

- ・ 種苗費、素畜費
- ・ 雇人費、小作料
- ・ 肥料費、飼料費、農具費
- ・ ライスセンター使用料
- ・ 水利費
- ・ 土地改良費

* 上記以外の経費については、控除の対象になりません。

注 確定申告時には収入額を確認し、確定申告書及び経費内訳書の写し等は、大切に保管してください。

【事例6】令和6年8月1日に事業を開始して、令和7年2月20日に確定申告を行った結果、令和6年中の総収入は750,000円で、共済組合が認める必要経費は200,000円であった場合

↓
この場合、認定限度額は、750,000円から200,000円を控除した550,000円を年額換算して判断します。
年額換算後の収入は550,000円/5月×12月=1,320,000円となり、認定限度額を超えているため、事業開始日の令和6年8月1日にさかのぼり取消しとなります。

また、継続して事業を行っている方が、確定申告において認定限度額を超えた場合は、確定申告日をもって取消しとなります。

<事業収入、農林漁業収入等と合わせて給与収入がある方>

事業収入や農林漁業収入と給与収入がある場合は、認定限度額から前年の確定申告時の営業収入を引いた額を当年の給与収入の限度額とします。給与収入の基準は前記を適用します。

【事例7】営業収入40万円の方がパート勤務をした場合

前年収入額 40万円（当年3月15日確定申告、ただし共済組合が認めた経費による収入額）
{130万円（認定限度額）－40万円} ÷ 12月 = 75,000円（給与収入の月額限度額）

<父母を認定する場合>

父母の片方又は双方を被扶養者として認定する場合、「夫婦相互扶助」の観点から夫婦双方の収入額を合算して判断します。

区 分	認定限度額
夫婦とも60歳以上の場合	360万円未満
夫婦とも60歳以上でない場合	260万円未満
夫婦のいずれかが60歳以上の場合	310万円未満

夫婦合わせた総収入額が左記の認定限度額を超えた場合は、双方とも認定できません。

<別居の者を認定する場合>

① 仕送り額は、別居の者の年間収入を超える額であること。令和8年4月変更点

次の方については、令和9年度の資格確認時に要件を満たしているか確認を行う予定です。

- 認定日が令和8年3月31日以前の者（令和8年4月以降に別居となった者を含む。）
- 令和8年4月以降、三重県内の他の地方公務員共済組合からの転入者で、それまでの共済組合で認定されていたことが分かる書類（資格確認書等）により認定された者

- ② 援助方法は送金であること。（認定対象者の収入が少ない場合は、その者の収入額と仕送り額の合計が原則60万円を満たしていること）
- ③ 日常生活費の支援のため毎月又は少なくとも1月おきに仕送りをしていること。

<夫婦共同扶養の場合>

- ① 被扶養者とすべき者の人数にかかわらず、年間収入の多い方の被扶養者とします。なお、夫婦双方の年間収入の差が1割以内である場合は、届出により、主として生計を維持する者の被扶養者とします。
- ② 被扶養者とすべき者に係る扶養手当又はこれに相当する手当の支給が行われている場合は、その支給を受けている者の被扶養者とします。

被扶養者の認定・取消の手続き

認定申請する場合

「共済被扶養者申告書」に必要添付書類を添えて、所属所の共済組合担当課に提出してください。

なお、認定の場合は、扶養の事実が発生した日から30日以内に届出がされないと、その届出の受付日からの認定となりますのでご注意ください。

取消申請する場合

認定要件を欠くこととなった場合は、「共済被扶養者申告書」に必要書類を添えて、所属所の共済組合担当課に提出してください。資格確認書や高齢受給者証をお持ちの方は、併せて返却をお願いします。

なお、取消し手続きが遅れると取消日以降、医療機関で診療等を行った場合、診療に要した費用を全額共済組合に返還していただくこととなりますのでご注意ください。

このリーフレット記載以外にも、いろいろなケースが考えられますので、個人で判断せず、お気軽に共済組合にご相談ください。

また、当組合では毎年7月に、被扶養者として認定されている方が引き続き認定要件を満たしているかを確認するため資格確認調査を実施していますので、御協力をお願いします。

被扶養者認定に関するお問い合わせは … 三重県市町村職員共済組合

保険課資格調定係

TEL059-253-2703